



キミと一緒に、育っていききたい。
Komaki

こまきしちいき こそだ じょうれい
小牧市地域こども子育て条例



こまきし
小牧市



小牧市地域こども子育て条例イメージ



こどもを中心に世代を越えて全ての人がつながり、
地域全体で子育てや子育てを支え合うまちの実現



第9条 市の責務

こどもに関する施策を総合的に推進します。



第8条 学校等の責務

こどもの個性や能力を大切に、積極的に地域と交流します。



第4条 こどもの務め

思いやりの心を持ち、社会のルールを守ります。
自ら考え、行動します。

第7条

事業者の責務

仕事と子育ての両立を応援し、地域社会の一員として、こどものための活動に協力します。



第6条

地域住民の責務

こどもを見守り、まちな行事やお祭り等交流できる機会をつくれます。



第5条

保護者の責務

子育てについて1番重要な責任を持ち、こどもを育てます。



「協育」とは…地域全体で協力してこどもを育んでいくことをいいます。

「共育」とは…こどもと共に親をはじめとした周りの大人たちも学び合い成長することをいいます。



小牧市地域こども子育て条例



■条例に込められた市民の願い

こどもは「小牧の宝」であり、一人一人が様々な個性、能力及び夢を持ったかけがえのない存在です。

小牧市には、小牧山を始めとする美しい自然、歴史に彩られた豊かな文化、充実した子育て施設等、子育てやこどもの成長にとって恵まれた環境が整っています。

小牧市において、全てのこどもが家庭及び地域の愛情に包まれながら今を幸せに生きることができ、地域に深い愛着と誇りを持ち、夢を育み、夢に挑戦し、輝きながら成長できることは私たち小牧市民の願いです。

そこで、

一、こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち

一、世代を越えて市民のつながりが生まれるまち

一、支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

の実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジNo.1都市」とすることを、平成27年5月に宣言しました。

私たちは、子育てやこどもの夢への挑戦をまち全体で応援していくことで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、あたたかく支え合う、暮らしやすい魅力あるまちになっていくとの確信の上で、こどもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で協力してこどもを育んでいく「協育」により、親や周りの大人も共に学び合い成長する「共育」を推し進めます。

こどもを中心に世代を越えて全ての人がつながり、地域全体で子育てや子育てを支え合うまちを実現するため、ここに、この条例を制定します。

市民からの意見

👶 こどもは宝。

👶 元気でない子、弱っている子、迷っている子を守ることが大事！

👶 こどもから教えられ地域がまとまることもある。

👶 大人の経験談やアドバイスなど話が聞きたい。



※市民からの意見 → 👶: 大人の意見 👶: こどもの意見



小牧市地域こども子育て条例

第1章：総則

(目的)

第1条 この条例は、地域全体でこどもを育むまちづくりについて、こども及びその家庭を支援し、応援することについての基本理念を明らかにし、こどもの務め並びに保護者、地域住民、事業者、学校等及び市の責務を定めるとともに、こどもに関する施策の検証を行い、これを総合的に推進することにより、地域全体で子育て及び子育てを支え合うまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいいます。
- (2) 子育て こどもが主体的に育つ力をいいます。
- (3) 保護者 親又は親の代わりにこどもを育てる立場にある者をいいます。
- (4) 地域住民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する個人（第1号に規定するこどもを除きます。）、法人若しくは団体をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。
- (6) 学校等 学校、幼稚園、保育園、児童福祉施設その他こどもが学び、又は育つことを目的とする施設をいいます。

(基本理念)

第3条 こども及びその家庭を支援し、応援することについては、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもが権利の主体として尊重されること。
- (2) こども及び子育て家庭に関心及び理解を持つとともに、自らが規範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割と責任を自覚することができるように行うこと。
- (3) こどもの育成に関して、それぞれの責務を自覚し、主体的に取り組むとともに、相互に連携し、及び協働して行うこと。

第2章：こどもの務め

第4条 こどもは、その年齢及び発達に応じて、次に掲げる事項について、取り組むよう努めるものとします。

- (1) 自分を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。
- (2) 基本的な生活習慣を身に付け、社会の決まりを守ること。
- (3) 夢を持って努力する気持ちを大切にし、自ら考えて行動すること。
- (4) 主体的に生きていく力を高めるとともに、地域社会の一員として社会参加をすること。

市民からの意見

 こども自らが考え、行動することも必要。

 LINE でいじめやトラブルが増えている。自分たちでルールづくりをするなど、スマホの使い方を考える必要がある。

第3章：保護者等の責務

(保護者の責務)

第5条 保護者は、こどもの養育及び発達に家庭が果たす責務を理解するとともに、その第一義的な責任を保護者が有することを自覚し、こどもの年齢及び成長に応じた支援又は指導を行うよう努めるものとします。

2 保護者は、こどもに基本的な生活習慣及び社会性を身に付けさせるとともに、自らその手本を示すよう努めるものとします。

(地域住民の責務)

第6条 地域住民は、市及び学校等と連携し、地域の中でこどもを見守ることにより、こどもが安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 地域住民は、こどもが地域の自然又は文化を学べる機会及び地域行事その他の社会性を育むことができる機会を提供するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、地域社会の一員として、市及び学校等と連携し、こどもに関する施策を支援し、協力するよう努めるものとします。

(学校等の責務)

第8条 学校等は、こどもの年齢及び発達に応じて、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 学校等は、こどもの学びの場としてだけでなく、地域のつながりの拠点の一つとして、情報等様々な資源を地域に提供し、積極的に地域と交流するよう努めるものとします。

市民からの意見

☺☺ こどもが、家庭だけで育つのはムリなので、危ないことをしていたら注意したり、叱ってほしい。

☺☺ 地域独自で行うイベント等で近隣の人の顔・名前を覚えれば、つながりが生まれて、地域で助け合って生活する社会が広がる。

地域住民によるこどもたちの見守り活動



事業者の社会貢献活動



学校と地域住民の連携





(市の責務)

- 第9条 市は、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、こどもに関する施策を総合的に推進するものとします。
- 2 市は、保護者、地域住民、事業者及び学校等がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うとともに、相互の連携及び協働が図られるよう総合的な調整を行うものとします。
- 3 市は、この条例の目的及び内容について、周知及び啓発を行うものとします。

市民からの意見

- 👤👤 こどもたちが夢を持つまで（夢発見）のプロセスを見守り、応援することが必要。
- 👤👤 少子高齢化対策。こどもだけでなく高齢者にとっても住みやすい市をつくってほしい。

第4章：地域全体でこどもを育むまちづくりの推進 (家庭への支援)

- 第10条 市、地域住民、事業者及び学校等は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援に努めるものとします。
- 2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行うものとします。

(こどもの成長への支援)

- 第11条 市は、こどもが健やかに育つための支援を行うとともに、こどもが夢に挑戦する環境を整備するため、保護者、地域住民、事業者及び学校等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとします。
- (1) こどもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
 - (2) こどもが育ち、学ぶための利用しやすい公共施設の整備
 - (3) 自然及び地域社会との関わり等多様な経験を通じたこどもの夢を育むための支援

地域住民による自然体験活動



(有害及び危険な環境からの保護)

- 第12条 市、保護者、地域住民、事業者及び学校等は、こどもを犯罪、交通事故、災害、氾濫する情報その他のこどもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとします。

市民からの意見

- 👤👤 歩道などを整備して、こどもだけで安心して戸外に出ることができる環境になるといい。
- 👤👤 犯罪にあわないよう、外で見守りをしてほしい。



(虐待等への取組)

第 13 条 市、保護者、地域住民、事業者及び学校等は、こどもへの虐待、いじめ、体罰等の予防及び早期発見に努めるものとします。

2 市、保護者、地域住民及び学校等は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われるこどもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとします。

市民からの意見

👤👤 虐待やこども同士のいじめを見つけたときに勇気を持って対応したい。

(相談体制の充実)

第 14 条 市及び学校等は、こどもが自分自身、家庭及び学校等のこと等について、安心して相談することができる場を提供するものとします。

2 市及び学校等は、こどもの育成に関する保護者間の意見交換の場又は保護者の相談の場を提供するものとします。

3 市及び学校等は、こどもからの相談又はこどもに係る相談に、速やかに対応するとともに、必要に応じて地域住民及び関係機関と連携し、及び協働し、こども及びその家庭の救済を図るものとします。

子育て広場での交流



第 5 章：こどもに関する施策の推進

(こども・子育て会議の設置)

第 15 条 こどもに関する施策を検証し、及び総合的に推進するため、小牧市こども・子育て会議（以下「会議」といいます。）を置きます。



(所掌事務)

第 16 条 会議は、次に掲げる事項を所掌します。

(1) こどもに関する施策の実施状況を検証し、及び総合的に推進するための調査審議

(2) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項についての調査審議

2 会議は、前項に規定する事項に関し、市長その他こどもの施策に関係する執行機関に報告し、又は意見を述べることができます。

(組織等)

第 17 条 会議は、委員 25 人以内で組織します。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命します。

3 委員の任期は、2 年とし、再任されることができます。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 前 3 項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。



こどもに関する相談窓口

ひとりで悩んでいませんか？ 周りに困っている人はいませんか？
心配なことや悩んでいることがあれば、気軽に相談してみましょう。

子育て（育児、健康、発達など）に関する相談

⑧⑨⑬（児童相談所全国共通ダイヤル）以外は、祝日、年末年始を除く

名 称	場 所 等	電 話 番 号	相 談 日 ・ 時 間	
① 家庭児童相談	こども政策課	77-6200	月～金	9:30～16:30
② ひとり親相談	こども政策課	76-1129	月、火、木、金	9:15～17:00
	ふれあいセンター	77-0123	水	10:00～15:00
③ 育児相談	中央子育て支援センター	75-2005	月～金	10:00～16:00
④ こまねっと（育児電話相談）	保健センター	75-7288	月～金	10:00～15:00
⑤ 子ども・家庭 110 番	愛知県児童相談センター	052-953-4152	月～金	9:00～17:00
⑥ 育児もしもしキャッチ	あいち小児保健医療総合センター	0562-43-0555	火～土	17:00～21:00

学校生活（いじめ、不登校、ひきこもりなど）に関する相談

⑦ 少年相談	少年センター	75-0001 0120-783-291	火～日	8:30～17:00
⑧ いじめほっとライン 24	財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	0570-078-310	毎日 24 時間受付	
⑨ 教育相談「こころの電話」	財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	052-261-9671	毎日	10:00～22:00
⑩ 一般教育相談	愛知県総合教育センター 教育相談研究室	0561-38-2217	月～金	9:00～17:00
⑪ 特別支援教育相談	愛知県総合教育センター 特別支援教育相談研究室	0561-38-9517	月～金	9:00～17:00
⑫ いじめ・不登校・家庭教育に関する相談	愛知県教育委員会生涯学習課	052-961-0900	月～金	9:00～16:00

こどもからの相談

⑬ 家庭児童相談	こども政策課	77-6200	月～金	9:30～16:30
⑭ ヤングテレホン	愛知県警察本部 少年課	052-951-7867	月～金	9:00～17:00
⑮ 被害少年相談電話	愛知県警察本部 少年課	0120-786-770	月～金	9:30～17:00
⑯ 子ども・家庭 110 番	愛知県児童相談センター	052-953-4152	月～金	9:00～17:00
⑰ 子どもの人権 110 番	名古屋法務局	0120-007-110	月～金	8:30～17:15

虐待に関する相談

⑱ 児童虐待に関する相談・通告	こども政策課	76-1129	月～金	8:30～17:15
	愛知県春日井児童相談センター	88-7501	月～金	8:45～17:30
	児童相談所全国共通ダイヤル	189（イチハヤク）	毎日 24 時間受付	

発行年月 平成 28 年 4 月

発 行 者 小 牧 市



こども未来部 こども政策課

〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
電話番号：0568-76-1129（直通）

